第三回 スマート保安プロモーション委員会 議事要旨

1. 日 時: 令和 4 年 3 月 28 日(月) 14:00~15:00

2. 場 所: NITE 本所 + オンライン会議(Teams)

3. 出席者:

(常任委員)中垣委員長、飯田委員、伊藤委員、高野委員、山出委員

(専門委員)逆水委員

(オブザーバー) 経済産業省 浅海係長、他

(説明人) A社2名

B 社 1 名

C 社 1 名

(事務局)独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)

国際評価技術本部 菊島本部長、石毛次長、篠崎電力安全センター長、他

4. 議 題

議題 1:プロモーション委員会の位置づけと今後の進め方

議題 2: 第1号案件の妥当性評価について

5. 配付資料

資料 1:スマート保安プロモーション委員会 委員名簿

資料 2:スマート保安プロモーション委員会の位置づけと今後の方向性

資料 3:スマート保安技術カタログのイメージ(案)

資料 4: 需要設備における保安の現状と国への申請等について

資料 5: V0 センサー及び超音波センサーについて(2 回目資料)

資料 6:メブクス豊洲(需要設備)の停電年次点検の延伸の技術要件評価について(決議案)

参考資料 1:第3回 スマート保安プロモーション委員会 出席者名簿

参考資料 2: 高調波検出器による部分放電の検出

参考資料 3: 熱画像診断装置の活用技術について

参考資料 4: 受変電設備の診断はおすみですかー日本電機工業会 2013 パンフレット

6. 議事概要

議題 1:プロモーション委員会の位置づけと今後の進め方

説明人の退席後、資料2及び資料3に基づいて事務局が説明を行った。

<説明の概要>

- 委員会ではスマート保安技術に必要な技術要件の妥当性を確認する。
- アウトプットとして、スマート保安技術カタログを発行してスマート保安技術などの普及啓発活動に 役立てていく。
- 申請者からプロモーション委員会で評価を受けたい内容に関して、
 - ・スマート保安技術モデルの場合は「保安レベルの維持・向上に必要な技術要件を有しており、新 しいスマート保安技術に置き換わることが十分可能であるかどうか」を委員に確認してもらう。
 - ・基礎要素技術の場合は「今後電気保安現場での実証データが取得できればスマート保安技術 モデルとして活用できそうか」について、各委員の持つ専門的な視点からそれぞれ確認をしてもらう。

・最終的な確認ポイントを箇条書きにした決議案を事務局が作成し、了解事項を明確にした上で承認をいただく。

議題 2: 第1号案件の妥当性評価について

説明人の入室後、資料 4 に基づき事務局が、資料 5 に基づいて説明人が説明を行い、その後質疑応答を行った。

<事務局による説明の概要>

- 本案件は選任主任技術者が保安管理をしている特別高圧受電設備。
- 外部委託では、進化した測定器類や絶縁監視の導入により、点検間隔の延伸が進んでいる。・低圧絶縁監視装置の導入による月次点検の隔月化。
 - ·停電年次点検の3年に1回への延伸(信頼性の高い設備が要件、他2年は無停電年次点検)。
- 特別高圧受電設備の保安規定変更届の手続き申請時は、監督部への事前相談をして作成した 書類を監督部へ提出し、以下の個別協議をする。
 - ① 主任技術者から経営層に意見を言える体制となっているのか。
 - ② 設備状況:設備更新を過ぎている設備ではないか、設置環境はどうなっているのか。
 - ③ 点検者・点検内容:点検の実施者、無停電年次点検の実施内容。
 - ④ 長期計画:工業会等で決められている基準によって点検、整備が行われているかなど。
 - ⑤ 主任技術者としての経験。
 - ⑥ 直近の年次点検結果:異常があったまま無停電点検を導入する訳にはいかない。

<説明人による説明の概要>

- 前回の委員会で要望のあった、センサーで異常を検知したが特に問題なかった事例(空振り)及び見逃しの有無についての調査結果を報告する。
- V0 センサーが異常を検知し、事故を未然に防いだケースが 2 物件あり、空振りはなかった。超音波センサーでは、事故を未然に防いだケースが 2 物件あり、空振りが 2 物件あった。いずれも見逃しはなかった。
- 超音波センサーでの空振りの原因は突き止めており、必要であれば A 社の技術員が原因の究明 に伺う体制を整えることで解決している。

<主な質疑応答>

- V0 センサーで異常を検知した 2 件は異なる 2 設備のトラブルか。
 - ⇒2 設備のトラブルである。
- 異常を検知した場合は、お客様がキュービクル内を確認するとあるが、どういう確認をするのか。
 ⇒お客様自体も電気の責任者の方は電気のことをよくわかっており、キュービクルの異音・異臭や、部分放電が起きると青白い火花などが目視で確認できるため、それらを五感で確認していただく。
 測定器類を持っているお客様が、測定器類を使うこともある。
- 閾値の設定値を記録として残せるようにした方がよい。(設定を変更した場合、変更したことが記録されるように)。
 - ⇒変更する場合はその旨をお客様にお伝えし、A 社でも記録を残している。

質疑応答終了後、説明人が退席し、資料 6 の決議案を事務局が説明した。その後、委員による決議を行い、全員一致で承認された。その際、「承認するにあたって、何かトラブルがあったときの報告等、情報を委員会に伝えていただく枠組みを検討してほしい。これは条件ではなく委員会からの強い要請

とする。」と委員長から伝えられた。

決議後、説明人が入室し、事務局から説明人に決議結果を伝えた。また、当該スマート保安技術モデルの導入による運用実績(トラブルの有無等)について、1~3 年後を目途に事務局まで情報をいただくことを説明人は承諾した。